

監査報告書

一般社団法人真岡法人会
代表理事 諸伏 勇治様

令和7年5月21日

一般社団法人真岡法人会

監事 山口 久一郎 

監事 杉村 秀夫 

監事 関口 勝義 

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第12期事業年度の理事会の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等の意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査報告

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。